

# 秋葉区文化会館でインターネット による施設予約が始まります



平成29年6月1日（木曜）から、秋葉区文化会館では窓口での予約に加え、インターネット（自宅のパソコン、スマートフォン、携帯電話）を利用して、以下の施設（部屋）の予約ができるようになります。

練習室2、スタジオ、楽屋兼会議室1、楽屋兼会議室2、控室兼会議室

なお、窓口での予約、電話・FAXによる仮予約は、これまでどおり受け付けています。

## 1 新潟市公共施設予約システムの利用者登録

インターネット予約をするためには、予約システムの利用者登録が必要です。

### 【登録方法】

- ① 「利用者登録申請書」に必要事項を記入し、秋葉区文化会館の窓口へ提出してください。  
※ 運転免許証や保険証など、登録申請者（提出者）の本人確認ができるものをご提示いただきます。
- ② 後日、利用者登録番号（ID）と有効期限をお知らせする「登録通知書」を秋葉区文化会館の窓口でお渡しします。  
※ 「利用者登録申請書」の提出から「登録通知書」のお渡しまで、1週間程度かかります。  
登録手続きが完了しましたら、登録申請者（連絡者）へお知らせします。

### 【利用者登録の注意事項】

- ① パスワードについて  
「登録通知書」を受け取られたら、各自で予約システムにログインし、パスワードを当初設定のものから変更してください。
- ② 未成年者の利用者登録について  
登録申請者が未成年の場合、「利用者登録申請書」の「連絡者」欄に保護者の氏名及び連絡先を必ず記載してください。
- ③ 利用者登録の有効期限  
「登録通知書」の日付から2年を経過する日の属する年度末（3月31日）が有効期限です。  
有効期限が切れたIDは利用できなくなりますので、更新手続きが必要です。  
（例）登録通知書の日付：平成29年5月1日 → 有効期限：平成32年3月31日

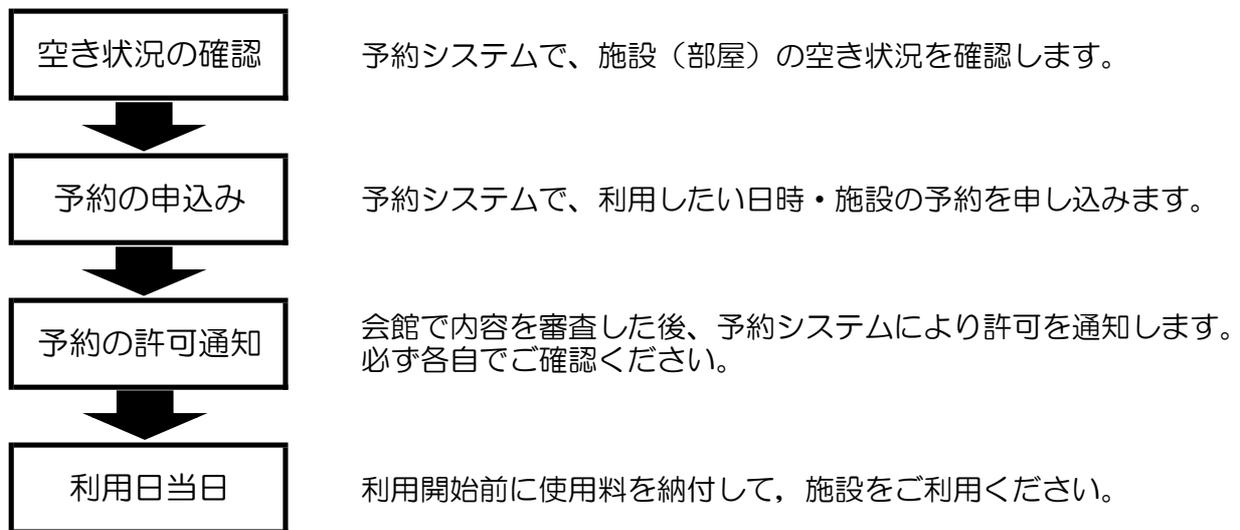
（裏面へ続く）

## 2 インターネットで予約できる施設（部屋）と申込受付期間

施設（部屋）名	受付開始日時	受付終了日時
練習室2 スタジオ	利用日の12か月前の日の属する月の 初日の午前9時から 《平成30年6月1日利用分から予約可》	利用開始日の3日前の午後5時まで
楽屋兼会議室1 楽屋兼会議室2 控室兼会議室	利用日の3か月前の日の属する月の 初日の午前9時から 《平成29年9月1日利用分から予約可》	利用開始日の3日前の午後5時まで

注意 ホール・練習室1、附属設備については、インターネット予約の対象外です。  
受付開始日が休館日のときは、その後の直近の開館日となります。

## 3 インターネット予約の流れ



### 【予約の取消しについて】

- ◎ 予約システムで申し込んだ施設の予約は、予約システムで取り消してください。
- ◎ 予約システムでは、予約の変更はできません。予約を取り消した上、再度申し込んでください。
- ◎ 利用開始日前14日を過ぎてから予約の取り消しをした場合は、新潟市秋葉区文化会館条例施行規則により使用料を納付していただくこととなります。

## 4 新潟市公共施設予約システムのアドレス

- ① パソコン用 <https://www.pf489.com/niigata/web/>
- ② スマートフォン用 <https://www.pf489.com/niigata/smartphone>
- ③ 携帯電話用 <https://www.pf489.com/niigata/mobile>



その他、ご不明な点は秋葉区文化会館へお問い合わせください。

新潟市秋葉区文化会館

〒956-0033 新潟市秋葉区新栄町4番23号  
電話：0250-25-3301  
FAX：0250-25-3322